

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年8月5日(2010.8.5)

【公表番号】特表2005-523115(P2005-523115A)

【公表日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-030

【出願番号】特願2003-587428(P2003-587428)

【国際特許分類】

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/02 (2006.01)

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 31/00 Z

A 6 1 F 2/02

A 6 1 F 2/44

A 6 1 L 27/00 U

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年6月21日(2010.6.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 6】

本発明による3層の実施態様が、米国特許第4,482,516号明細書に従って加工された約10μmより大きい平均フィブリル長さを有する、厚さが約0.16mmの延伸されたポリテトラフルオロエチレン(ePTFE)を含む第一のシート層70が製造され得る。その第一層70は、好ましくは連続であって、ポリマー構造部を分離するような重要な不連続部が無い。その後の処理の間に、種々のパターンの不連続部がそのラミネート構造に導入され得る。第二のエラストマーシート層34は、図6中に示されるように位置される。そのエラストマー層は、熱可塑性又は熱硬化性であり得て、好ましくはフルオロポリマーを含むもののような生体適合性のあるエラストマーである。特定の熱硬化性エラストマーが、熱を使用すること無しにラミネートされ、そして最小限の圧力において周囲温度で硬化されても良い。米国特許第4,482,516号明細書に従って加工された、約5μm未満の平均フィブリル長を有する厚さ約0.05mmのePTFEを含む第三のシート層36が提供される。その短いフィブリル長と小さな細孔のサイズが、移植後における細胞の内方成長を著しく制止し、それによって近接組織上での癒着を低減又は排除するバリヤーを提供する。